



# 埼玉県報

号外第9号  
令和2年(2020年)  
4月22日  
水曜日

## 目次

### 訓令

- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）

### 告示

- 埼玉県教育委員会定例会の召集の取消し（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会定例会の召集（教委・総務課）

埼玉県訓令第九号

訓令

本 庁

地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「業務」の下に「並びに新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）に関する業務」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 訓令

## 埼玉県教育委員会訓令第三号

埼玉県教育局  
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「業務」の下に「並びに新型コロナウイルス感染症対策（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する対策をいう。）に関する業務」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十四号

令和二年埼玉県教委告示第十三号（埼玉県教育委員会定例会の招集について）は  
取り消す。

令和二年四月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和二年四月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

#### 一 日時

令和二年四月二十三日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区常盤四丁目十一番八号

埼玉県知事公館

#### 三 議題

- イ 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県文化財保護審議会委員の委嘱について
- ハ その他